

# 宮若市分別収集計画

(容器包装リサイクル法に基づく第9期市町村分別収集計画)

令和元年6月

# 目 次

1	計画策定の意義	2
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	3
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	5
12	その他容器包装廃棄物の分別の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）	6

# 宮若市分別収集計画

令和元年 6月28日

## 1 計画策定の意義

本市では、将来像である「ひと・みどり・産業が輝く ふるさと宮若」の実現を目指して、6つの基本的施策をまちづくりの柱とし、施策の大綱を定めている。廃棄物処理とリサイクル対策の推進については、「豊かなみどりが輝くふるさとを守るため、自然と共生するまちづくり」として位置づけられている。

快適でうるおいのある生活環境は、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられ生活様式の多様化や利便性をもたらした。一方、廃棄物の大量排出をはじめとした環境負荷の増大及び天然資源の枯渇が大きな社会問題となっている。このためライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市の廃棄物処理の現状は、宮若市外二町じん芥処理施設組合による広域的処理体制を確立し処理しており、可燃ごみについては、平成14年11月から焼却処理を廃止し、ダイオキシン類対策に優れ環境にやさしいといわれるごみ固形燃料（RDF）化施設にて処理し、不燃物については、粗大ごみの破碎処理の外、ビン、カン、ペットボトルの選別処理を行っている。

RDF化施設を適切に操業するためには、分別収集の徹底とリサイクル等によるごみの減量化は必要不可欠なものであるし、広域的な連携を図り収集業務の拡充と処理施設の適切な維持管理に努めなければならない。また、地球温暖化対策の推進のため温室効果ガスの排出を抑制し環境負荷の低減に努めなければならない。

本計画はこのような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量と資源の有効利用をもって、循環型社会の形成を図るものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみ発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ② 全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- ③ 市民参加型のごみ減量運動とリサイクル運動の促進

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル、段ボール、飲料用紙製容器、プラスチック製容器包装を対象とする。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	1,571 t	1,555 t	1,539 t	1,523 t	1,510 t

#### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては宮若市外二町じん芥処理施設組合を構成する各市町の行政、市民、事業者及び再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

① 再資源化及びごみ減量化に対する補助制度

自治会、PTA及び子供会等の市内の再資源化推進団体が、再資源化対象物を収集し、リサイクルルートに乗せることにに対し奨励金を交付しているが、今後も事業を継続し、ごみの再資源化や減量化を推進する。

② 資源物拠点回収の実施

市民がごみとして処理されている再資源化対象物を持ち込める場所を設置し、ごみの再資源化や減量化を推進する。

③ 市民に対する分別収集、排出抑制の啓発

市が毎月発行する広報誌を通じて、ごみの分別排出や排出抑制、再生利用の意義及び効果、ごみの適正な出し方に関する教育啓発活動に取り組む。

#### 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、宮若市外二町じん芥処理施設組合が有する選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄に示す。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分					
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶とガラスびん					
主としてガラス製の容器 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">┌</td> <td>無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">├</td> <td>茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">└</td> <td>その他のガラス製容器</td> </tr> </table>		┌	無色のガラス製容器	├	茶色のガラス製容器	└
┌	無色のガラス製容器					
├	茶色のガラス製容器					
└	その他のガラス製容器					
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又は醤油を充てんするためのもの	ペットボトル					
主として段ボール製の容器	段ボール					

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	35t		35t		35t		35t		35t	
主としてアルミ製容器	28t		28t		28t		28t		28t	
無色のガラス製容器	(合計) 35t		(合計) 35t		(合計) 35t		(合計) 35t		(合計) 35t	
	(引渡) 35t	(独自) 0t	(引渡) 35t	(独自) 0t	(引渡) 35t	(独自) 0t	(引渡) 35t	(独自) 0t	(引渡) 35t	(独自) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 64t		(合計) 64t		(合計) 64t		(合計) 64t		(合計) 64t	
	(引渡) 64t	(独自) 0t	(引渡) 64t	(独自) 0t	(引渡) 64t	(独自) 0t	(引渡) 64t	(独自) 0t	(引渡) 64t	(独自) 0t
その他のガラス製容器	(合計) 15t		(合計) 15t		(合計) 15t		(合計) 15t		(合計) 15t	
	(引渡) 15t	(独自) 0t	(引渡) 15t	(独自) 0t	(引渡) 15t	(独自) 0t	(引渡) 15t	(独自) 0t	(引渡) 15t	(独自) 0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、飲料又は醤油を充てんするためのもの	(合計) 53t		(合計) 53t		(合計) 53t		(合計) 53t		(合計) 53t	
	(引渡) 0t	(独自) 53t	(引渡) 53t	(独自) 0t	(引渡) 53t	(独自) 0t	(引渡) 53t	(独自) 0t	(引渡) 53t	(独自) 0t
主として段ボール製の容器	173t		172t		171t		170t		169t	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1t		1t		1t		1t		1t	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2t		(合計) 2t		(合計) 2t		(合計) 2t		(合計) 2t	
	(引渡) 2t	(独自) 0t	(引渡) 2t	(独自) 0t	(引渡) 2t	(独自) 0t	(引渡) 2t	(独自) 0t	(引渡) 2t	(独自) 0t
(うち白色トレイ)	(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t	
	(引渡) 1t	(独自) 0t	(引渡) 1t	(独自) 0t	(引渡) 1t	(独自) 0t	(引渡) 1t	(独自) 0t	(引渡) 1t	(独自) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
27,721人 (対前年度比) -0.87%	27,473人 (対前年度比) -0.87%	27,226人 (対前年度比) -0.87%	26,978人 (対前年度比) -0.87%	26,731人 (対前年度比) -0.87%

※スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル、段ボールについては、平成27年度収集実績に基づき算出した見込みである。

※飲料用紙製容器、プラスチック製容器包装については、平成30年度に実施した資源物拠点回収の収集実績に基づき算出した見込みである。

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管
金属	スチール製の容器	缶類	市による定期収集	宮若市外二町じん荼処理施設組合において手選別の上、圧縮保管
	アルミ製の容器			
ガラス	無色ガラス製容器	びん類	市による定期収集	
	茶色ガラス製容器			
	その他ガラス製容器			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	
	その他のプラスチック製容器包装 (白色発泡スチロール製食品トレイ)	プラスチック製容器包装	市による拠点回収	市
		白色トレイ	市による拠点回収	市
紙類	段ボール	段ボール	市民団体による集団回収 市による拠点回収	民間業者 市
	飲料用紙製容器	紙パック	市による拠点回収	市

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・ガラスびん・ペットボトルについては、宮若市外二町じん荼処理施設組合の施設で手選別後、圧縮、保管をしているが、その他、拠点回収によるものについては、宮若市外二町じん荼処理施設組合ストックヤードで選別・保管をする。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製の容器	缶類	袋	パッカー車	宮若市外二町じん荼処理施設組合において手選別の上、圧縮保管
アルミ製の容器				
無色ガラス製容器	びん類	袋	パッカー車	
茶色ガラス製容器				
その他ガラス製容器				
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	
その他のプラスチック製容器包装 (白色発泡スチロール製食品トレイ)	プラスチック製容器包装	袋	ダンプ車	
	白色トレイ	袋	ダンプ車	
段ボール	段ボール	縛る	ダンプ車	
飲料用紙製容器	紙パック	袋	ダンプ車	

## 12 その他容器包装廃棄物の分別の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

固形燃料化施設で製造されたRDFは焼却発電施設でサーマルリサイクルされるが、効率的な発電には紙製の容器やプラスチックの容器が必要不可欠であるため、分別収集は実施していない。しかしながら、廃棄物の減量や資源の有効利用を図る地域づくりを目指し資源物拠点回収事業を実施しており、市民のリサイクルへの参加意識・意欲が向上するよう、家庭から多く出されるプラスチック製容器包装、段ボール、飲料用紙製容器をRDFの品質に影響しない程度の分別回収を行う。